
4. 税以外の適切な手法の検討

4. 税以外の適切な手法の検討

(1)税以外の財源確保の手法(1/2)

種類	内容
地方税	<p>地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的を持って、その課税権に基づき賦課・徴収するもの。(例:宿泊税など)</p> <ul style="list-style-type: none">●目的税:特定の費用のために課される税●法定外税:地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることが出来る税 <p>◆規模 : 対象者の設定により規模の確保が可能 ◆安定性・継続性 : 安定的・継続的な確保が可能 ◆受益と負担 : 受益者を広く設定し、負担を求めることが可能</p>
分担金	<p>地方公共団地が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、特に地益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの。(例:土地改良事業分担金など)</p> <p>* 分担金と負担金の違いは、主に根拠法令の違い</p> <p>◆規模 : 受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的 ◆安定性・継続性 : 特定の事業に係るため安定的であるが、継続的な確保は難しい ◆受益と負担 : 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある</p>
負担金	<ol style="list-style-type: none">1. 法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。2. 財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。 (例:下水道事業受益者負担金など) <p>◆規模 : 受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的 ◆安定性・継続性 : 特定の事業に係るため安定的であるが、継続的な確保は難しい ◆受益と負担 : 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある</p>

4. 税以外の適切な手法の検討

(1)税以外の財源確保の手法(2/2)

種類	内容
使用料	<p>行政財産の目的外使用及び公の施設の利用に対し、その反対給付として徴収するもの。(例:市民ホールの使用料など)</p> <ul style="list-style-type: none">◆規模 : 施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的◆安定性・継続性 : 安定的・継続的な確保が可能◆受益と負担 : 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある
手数料	<p>特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの。(例:住民票の発行手数料など)</p> <ul style="list-style-type: none">◆規模 : 施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的◆安定性・継続性 : 安定的・継続的な確保が可能◆受益と負担 : 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある
寄付金	<p>地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭または特定の財産の給付を受けるもの。(例:ふるさと納税、協力金など)</p> <ul style="list-style-type: none">◆規模 : 対象者の設定により規模の確保が可能◆安定性・継続性 : 善意や協力に基づくため、安定性や継続性の確保は難しい◆受益と負担 : 善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない

考え方

- ◆分担金(負担金)、使用料、手数料とも、明確な受益と負担の対応関係が必要であるが、観光振興においては、その様々な形態があることから、関連付けが容易ではない。
- ◆寄付金については、安定的な財源とは言い難い。
- ◆これらのことから、税以外の財源確保の手法は適當ではないと考えられる。

5. 課税要件等の検討

5. 課税要件等の検討

※福岡県は条例可決前、福岡市は総務省同意前の内容

(1) 納税義務者・課税標準

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県(案)	福岡市(案)
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設
納税義務者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者
課税標準	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊料金	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数
課税免除	なし	なし	小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者 (修学旅行生の誘致の推進が将来にわたる観光客の獲得につながり、京都経済の活性化に寄与するため)	なし	・小・中学校、高校の修学旅行生、研修旅行生及び引率教員 ・職場体験又はインターンシップのために宿泊する中学生、高校生、専門学校生及び大学生 (インターンシップ生の受け入れ促進のため)	なし	なし

納税義務者・課税標準に対する考え方

- ◆宿泊客は、宿泊施設の形態にかかわらず、行政サービスを享受する程度は変わらないため、公平性の観点から、すべての宿泊者を対象とすることが望ましい。
- ◆行政サービスの享受の程度は、宿泊数によるところが大きい。
- ◆課税免除については、修学旅行生等を対象としている自治体も見受けられるが、福岡県が課税免除しない予定であるため、宿泊事業者の事務負担等も考慮の上、慎重な検討が必要である。
- ◆なお、クルーズ船は旅館業法の適用対象となっていないため、宿泊税の課税客体とはならない。

5. 課税要件等の検討

(2)徴収方法・特別徴収義務者

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県(案)	福岡市(案)
徴収方法	・特別徴収 特別徴収義務者 (宿泊事業者等)が 宿泊者から宿泊税 を徴収し、納入する	同左	同左	同左	同左	同左	同左
特別徴収 義務者	・旅館業法第3条第 1項の許可を受け た者 ・宿泊税の徴収に ついて便宜を有す る者	・旅館業法第3条第 1項の許可を受け た者 ・国家戦略特別区 域法第13条第4項 に規定する認定事 業者 ・住宅宿泊事業法 第2条第4項に規定 する住宅宿泊事業 者 ・宿泊税の徴収に ついて便宜を有す る者	・旅館業又は住宅 宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収に ついて便宜を有す る者	・旅館業法第3条第 1項の許可を受け た者 ・住宅宿泊事業法 第3条第1項の届け 出をした者 ・宿泊税の徴収に ついて便宜を有す る者	・旅館業又は住宅宿 泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収に ついて便宜を有す る者	・宿泊施設の経営 者 ・宿泊税の徴収に ついて便宜を有す る者	・旅館業又は住宅 宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収に ついて便宜を有す ると認める者

※特別徴収義務者の欄の記載は、各自治体の条例の規定をそのまま記載しているため内容が異なっているが、実際の特別徴収義務者は各自治体でほぼ同様である。(東京都:民泊は対象外、大阪府・福岡県:特区民泊も対象)

徴収方法・特別徴収義務者に対する考え方

- ◆宿泊者から個別に徴収することは現実的ではなく、また、先行導入事例すべてが特別徴収としている。
- ◆特別徴収義務者は、基本的には宿泊事業者とすることが適当である。

5. 課税要件等の検討

(3)税率(税額)・免税点

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県(案)	福岡市(案)
税率 (税額)	1人1泊について、宿泊料金が ①1万円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上:200円 ※宿泊料金に応じた負担の公平性に配慮しながら、できるだけ簡素な税制度とした	1人1泊について、宿泊料金が ①7千円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上2万円未満:200円 ③2万円以上:300円 ※徴税コストや納税者の負担感等を総合的に勘案し、できるだけ簡素な税制度とした	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満:200円 ②2万円以上5万円未満:500円 ③5万円以上:1,000円 ※担税力に見合った税負担、事業者の負担軽減、できるだけ簡素な税制という観点から総合的に判断	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満:200円 ②2万円以上:500円 ※納稅や徵収にかかる負担にも十分配慮したうえで、簡素でわかりやすい制度とした(京都市の要件を参考)	1人、1部屋または1棟の宿泊料金の2% ※宿泊事業者から定率制への要望があつたことや、地域の宿泊形態の特性への配慮などにより、定率制に設定	・1人1泊につき200円 ※必要な財源規模の確保や先行自治体と比較して過重な負担でないことから設定 ※宿泊に対して税を課す市町村の区域内にある宿泊施設は、1人1泊につき100円 ※福岡市域内の宿泊施設は、1人1泊につき50円	・1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満:150円 ②2万円以上:450円 ※必要な財源規模の確保や、宿泊料金の多寡を反映できる仕組み、さらに、京都市及び金沢市の税率を踏まえて設定
免税点	1万円 ※都内宿泊施設の平均的な宿泊単価(約1万円)を参考に設定	7千円 ※当初は1万円と設定していたが、7千円に引き下げた	なし	なし	なし	なし	なし

税率(税額)・免税点に対する考え方

- ◆特別徵収義務者となる宿泊事業者の事務負担も考慮の上、簡素な制度とすることが望ましい。
- ◆宿泊料金に関わらず、行政サービスを享受する程度は変わらないため、広く課税し公平性を確保することが適当である。(ただし、高額な宿泊料金を支払う宿泊者に対しては、応分の負担を求めるという観点から、税率区分を設けることも考えられる。)

【論点】①広く公平な課税、②応分の負担、③宿泊事業者の事務負担、④対象部屋数

- ◆福岡県との二重課税を考慮し、原則として、宿泊者の負担は200円以内とすることが必要である。(他の自治体と比較し、過重な負担ではないと思われる。)

5. 課税要件等の検討

(4)課税期間

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道俱知安町	福岡県(案)	福岡市(案)
課税期間	5年ごとに見直し	同左	同左	同左	同左	条例施行後3年・その後は5年を用途に見直しを行う規定有	福岡県に同じ

課税期間に対する考え方

- ◆定期的に税の在り方を検証することが必要である。
- ◆先行導入事例はすべて5年ごととしている。
- ◆福岡県と見直し時期が異なる場合、福岡県と北九州市で制度が異なる時期が生じるため、特別徴収義務者に負担がかかる可能性が考えられる。

(5)入湯税の制度改正

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道俱知安町	福岡県(案)	福岡市(案)
制度改正の内容			なし	なし	なし		宿泊1人1泊あたり ¥150⇒¥50

入湯税の制度改正に対する考え方

- ◆入湯税は宿泊税とは使途・目的や課税客体が異なる。
- ◆市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担が考えられる。
- ◆京都市及び金沢市においては、入湯税の改正を行っていない。